



環境モニタリングについての対応状況

令和7年3月

環境省福島地方環境事務所

前回委員会（2024年10月）において示した装置の入替方針に基づき対応しています。

- 浸出水処理施設連続測定装置：シンチレーション方式の装置に入替して連続測定
- 地下水連続測定装置：連続測定装置は導入せず、ゲルマニウム半導体検出器での測定及び電気伝導率の連続測定により対応
- 釜場排水連続測定装置：連続測定装置は導入せず、降雨時のゲルマニウム半導体検出器での測定及び電気伝導率の連続測定により対応



- 浸出水処理施設連続測定装置は、前回委員会で示した再発防止策に従い、受注者及び発注者（環境省）の双方で審査・確認を行い、有識者の助言を得ながら新規装置の選定を進めることとしており、今年度中を目途に入替を実施するスケジュール案を作成しています。

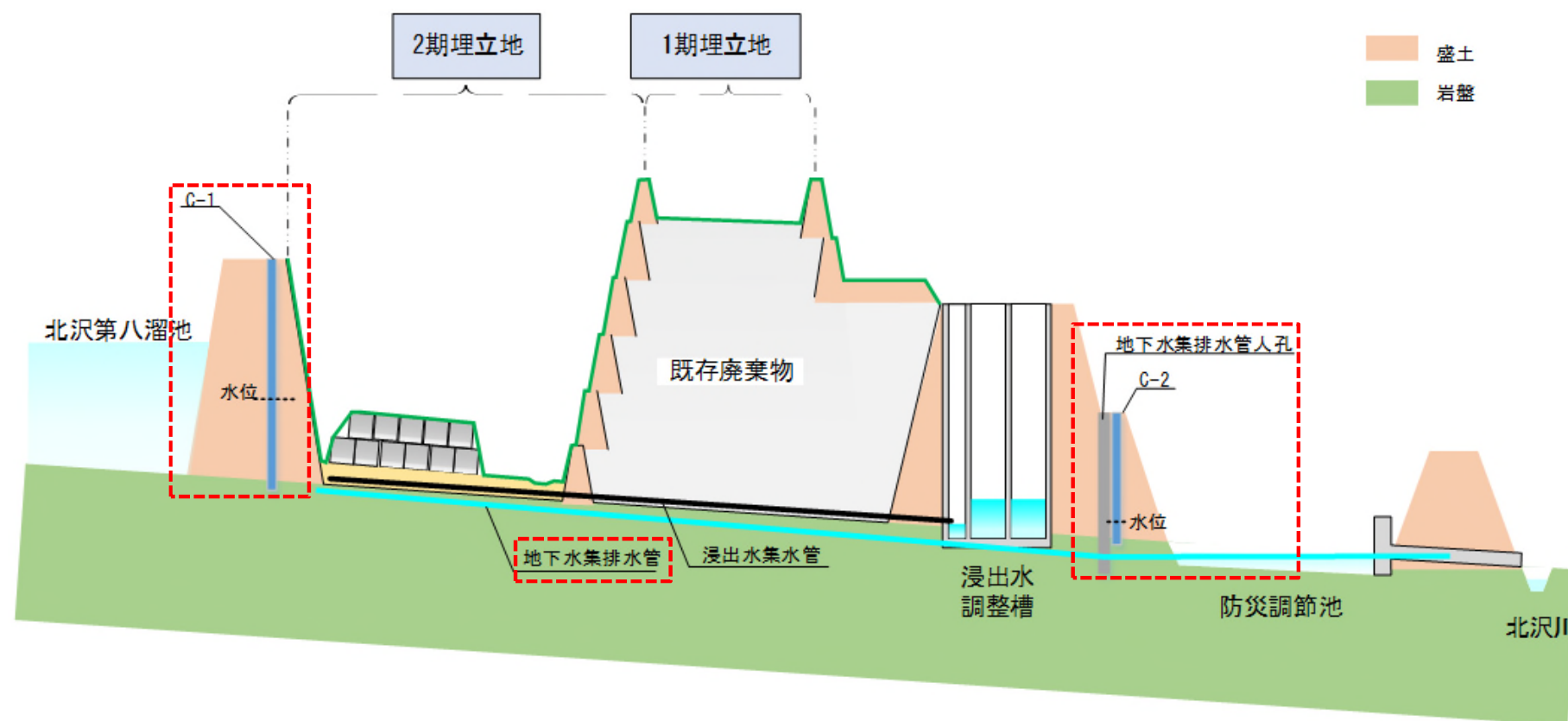
■装置に求める要件

- 対象核種：Cs134及びCs137
- 測定方式：シンチレータ方式による連続測定
※連続測定として、少なくとも5分に1回以上の測定頻度を担保すること
- 検出下限値：6.5Bq/L以下
- 検出器：エネルギー分解能が、NaIシンチレータについてはJIS Z4321（放射線測定用タリウム活性化よう化ナトリウムシンチレータ）5.5の規定を、それ以外についてはエネルギー分解能10%以下を満たすこと

■入替スケジュール（案）

項目	2025				2026
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
製造事業者選定					
適格性審査・確認					
装置製造					
運用開始					

- 現在の環境モニタリング（地下水）実施地点は、上流側（C-1）と下流側（C-2）の2地点で実施しています。
- 環境モニタリング（地下水）実施地点について、埋立処分による周辺環境への影響をより正確に把握するため、下流側の実施地点を**地下水観測井から、盛土材による影響の少ない近隣の地下水集排水管に変更**することを予定しています。



クリーンセンターふたば模式縦断図（地下水観測井及び地下水集排水管の位置関係）

〈下流側モニタリング地点〉

変更前：C-2 ⇒ 変更後：**地下水集排水管（東・西）**

※地下水の全流域を下流側で確認するため、東・西の2地点で実施します。

〈上流側モニタリング地点〉

変更前：C-1 ⇒ 変更後：**C-1、C-9、C-10**（データ蓄積後に再検討）

※地点変更後の一定期間は、上流側である3地点の定期的なモニタリングを実施し、水質を確認します。

